

令和2年1月15日
記者発表資料

「かながわ治療と仕事の両立推進企業」を募集します！

～神奈川県と神奈川産業保健総合支援センターとの連携事業です～

県では、がん治療が必要になった従業員が、働きながら治療を続けられるように、治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を「かながわ治療と仕事の両立推進企業」として認定する制度を創設しました。ぜひ御応募ください。

治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を、これから整備したいと考えている企業は、神奈川産業保健総合支援センターにご相談ください。

1 募集期間

1月15日(水曜日)以降随時

2 対象

神奈川県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行っている企業、団体

3 認定基準(次の項目のうち1つ以上満たしていること)

- (1) 時間単位又は半日単位の年次有給休暇制度を整備していること。
- (2) 傷病・病気休暇制度を整備していること。
- (3) 短時間勤務制度、時差出勤制度、失効年次有給休暇積立制度、在宅勤務制度、フレックスタイム制度のいずれか一つ以上の制度を整備していること。

なお、上記3つの項目のうち満たしている数によって、次のとおりクラス分類します。

3つ満たしている場合・・・プラチナ

2つ満たしている場合・・・ゴールド

1つ満たしている場合・・・スタンダード

4 認定を受けるメリット

- (1) 県が認定企業を積極的にPRします。
- (2) 自社の広報にシンボルマークを利用できます。

5 応募方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、神奈川県がん・疾病対策課(〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1)あてに郵送してください。

- ・ 応募にあたっては、県ホームページを御確認ください。申請書の様式も県ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/chiryoutoshigoto.html>)

- ・ 第1回目の認定を希望される場合は、令和2年3月13日(金曜日)までに応募してください。

6 認定企業の公表

随時(ただし、1回目の公表は令和2年3月末を予定しています。)

資料 かながわ治療と仕事の両立推進企業の募集チラシ

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

課長 濱 電話 045-210-4772

がん・肝炎対策グループ 古野 電話 045-210-5015

かながわ治療と仕事の 両立推進企業

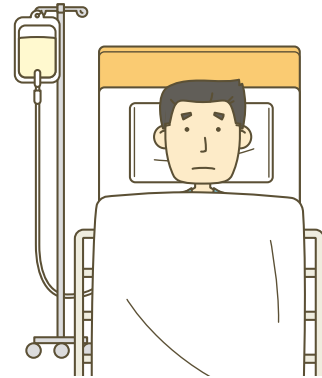
がん患者の治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を、神奈川県が認定します！

申請方法は裏面をご覧ください。➡

1から3のいずれかの基準を満たしている企業を認定します。



傷病・病気
休暇制度を
整備している



時間単位
または 半日単位の
年次有給休暇制度を
整備している

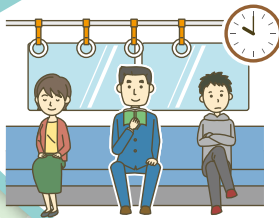


1

2

3

いずれか一つ以上の制度を
整備している



短時間勤務制度

時差出勤制度



在宅勤務制度



フレックスタイム制度

失効年次有給休暇積立制度

● 認定メリット ●

認定企業を、県がPRします。

シンボルマークを
使用できます。

治療と仕事の両立支援は「働き方改革」の重要な柱になっています。



神奈川県

KANAGAWA



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

「かながわ治療と仕事の両立推進企業」とは



この職場で
よかった!

認定対象となる企業

県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行っている企業、団体。

認定基準

(1)～(3)いずれかの項目を満たしていること

- (1) 時間単位又は半日単位の年次有給休暇制度を整備していること。
- (2) 傷病・病気休暇制度を整備していること。
- (3) 短時間勤務制度、時差出勤制度、失効年次有給休暇積立制度、在宅勤務制度、フレックスタイム制度のいずれか一つ以上の制度を整備していること。

クラス分類

- 3つすべてを満たしている場合 … プラチナ
2つ満たしている場合 …… ゴールド
1つ満たしている場合 …… スタンダード

申請方法

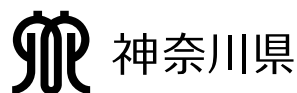
申請書に必要な事項を記載し、必要書類を添付の上、神奈川県がん・疾病対策課
(〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1) あて郵送してください。

■ 申請書類：がん・疾病対策課のホームページよりダウンロードしてください。

かながわ 両立推進企業

検索

■ 募集期間：随時



問合せ先：がん・疾病対策課 がん・肝炎対策グループ

TEL 045-210-5015 (直通)

「かながわ治療と仕事の両立推進企業」の 「認定基準を整えたい」事業主の方



こんなときは

産保センターにご連絡ください。

制度には
なっていないが
運用で対応している

制度はあるが
治療のために
利用されていない



取り組んで
みたいが
何からはじめて
いいかわからない

- 治療と仕事の両立支援は「働き方実行計画」にも掲げられた大切な取組です。

個別訪問
支援

窓口での
相談対応

個別調整
支援

事業者
啓発セミナー

● お問い合わせ・ご相談は

※支援はすべて無料!



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

神奈川産保

検索

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/>



TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161